

第122回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 対処すべき課題	1
■ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	2
■ 連結計算書類	5
■ 連結注記表	9
■ 計算書類	14
■ 個別注記表	18
■ 監査報告書	22

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

見えないところに、心を込めて。

 兼松サステック株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ksustech.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外ともに厳しい状況が続くことが予想されます。住宅市場におきましても消費増税や感染症の影響による消費マインドの低下から、弱含みで推移するものと見込まれます。

このような状況のもとで当社グループは、ジオテック（地盤改良）事業では、厳しい中でも堅調に推移している「環境パイル工法」や、地盤改良関連技術と部材等の外販、および新工法を活用した非住宅・中規模建設市場への受注活動を進めます。木材加工事業では、当社独自の乾式保存木材処理の認知度を更に高め、非住宅分野への販売強化、新工場設置による木材保存処理能力増大を進めます。セキュリティ機器事業では、拠点の拡大、効率化を行うとともに機器設置工事に係る体制整備をはじめ、より強い組織の構築、時代に対応したシステム提案が可能なセキュリティインテグレータービジネス構築を進めます。

以上のとおり、当社グループは高付加価値、高品質の技術、商品、製品を提供する事業の組織力と営業力を高め、厳しい市場環境の中でも安定的な収益が確保できる収益基盤の構築に努めてまいります。

しかしながら、新型コロナウイルスの国内における急速な感染拡大に伴い、新設住宅着工戸数の急速な減少や顧客の設備投資の抑制が想定され、当社グループの事業に大きな影響があるものと考えております。

このため、2021年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループの事業への影響を現時点で合理的に算定することが困難であることから未定とし、今後、合理的に予想可能となった時点で速やかに公表いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

業務運営の基本方針

当社は、当社ならびに当社子会社（以下「当社グループ」という。）の全員で共有する価値観である信条「創造と挑戦、自己実現、コンプライアンス遵守」に基づき「企業理念」を次のとおり定めております。この企業理念のもと、当社グループの継続的な成長と企業価値の向上を図るとともにコーポレート・ガバナンスの充実および強化に努め、経営の透明性、健全性および信頼性を高めることが重要な経営課題と位置づけております。

〔企業理念〕

1. 人々の安心と安全を技術で支え、社業発展を通じて社会に貢献します。
2. 安心して働きやすい環境創りに努め、社員の成長と幸せを追求します。
3. ステークホルダー（株主、取引先、従業員等）等に対する企業の社会的責任を果たします。

コーポレート・ガバナンスを維持していくために、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定め、業務の適正性、有効性および効率性を確保します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動を行うために、企業行動基準およびコンプライアンス管理規定その他社則を定めております。その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上の推進およびその教育を実施しております。さらに内部通報制度を構築し、コンプライアンス上、疑義ある行為の通報を受け付ける相談窓口を社内ならびに社外に設置しております。

監査室は、業務全般について、法令、定款その他社則の遵守状況、職務の執行手続および内容の妥当性、問題点の有無等を定期的に確認および評価し、その結果を取締役会へ報告するとともに被監査部門へ助言および指導を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書等は、法令、文書管理規定その他社則に基づき適切に保存し、管理しております。

取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務上発生しうるリスクは、それぞれのリスクに対し、その発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクの対処方法を定めた社則等の制定、運用、研修等を行っております。なお、リスクが顕在化した場合には、迅速な対応を行い、損害を最小限に抑えるとともに再発を防止する体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」を定め、取締役会を原則として毎月1回、必要ある際は随時開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項の他、経営方針等の基本的な事項および全社的な中長期経営計画、短期計画等の決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行を効率的かつ組織的に行うため、職務権限規定に取締役および使用人の職務権限の基準を定めております。

取締役会の決定した基本方針に基づき、会社の全般的な業務の執行に関する方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたるため経営会議を設置しております。経営会議は、常勤の業務執行取締役および監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）で構成しております。

業務の運営については、中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定することにより、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を策定、実施しております。

業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会等において適宜報告しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社の自主性を尊重するとともに緊密な連携を図り、基本方針の樹立、経営上の重要事項等を協議することにより、内部統制、コンプライアンスに関する情報の伝達、共有等を効率的に行い、業務の適正を確保する体制を構築しております。

当社は、兼松株式会社のグループの一員として、コンプライアンスに関し適宜同社の助言を受け、情報を共有する体制を構築しております。また、定期的に兼松グループのトップマネジメントが集まり、グループ経営におけるアライアンス、相互理解、コーポレート・ガバナンスの共通認識等の徹底を図っております。

兼松グループ各社と当社グループ各社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社グループ会社の業務の適正を十分に確保する体制を構築しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の実効性を高め、かつ職務を円滑に遂行するため、その職務を補助すべき取締役および使用人の配置の要請が監査等委員会よりある場合には、その職務を補助する体制を確保します。

(7) 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に留意します。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会または監査等委員が取締役および使用人に対し職務の執行に関する事項の報告を求め、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施できるものとしております。当社グループ会社の取締役、監査役および使用人が、業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに監査等委員会に報告するものとしております。

監査等委員は取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議または委員会に出席できるものとしております。また、会議に出席しない場合には、監査等委員は付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができるものとしております。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報および通報者保護管理規定を設けており、監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けない体制としております。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還あるいは費用または債務の処理の請求を当社に対して行ったときは、速やかにこれを処理するものとしております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役や業務執行取締役と監査等委員会は定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めております。監査等委員会が内部監査を実施する監査室と日常的かつ機動的な連携を図る体制を整備し、監査の効率的な実施に努めております。

監査等委員会は、会計監査人から監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的および必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図っております。

また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については、監査等委員会の事前承認を要するものとしております。

監査等委員会が監査の実施にあたり、必要と認める場合に弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受けることができるものとしております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針およびその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を「企業行動基準」において定めており、前記「(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に基づき社内体制を整備しております。さらに、警察等の専門機関や顧問弁護士等の外部機関との緊密な連携関係を保つことにより、反社会的勢力排除のための整備強化を継続的に推進しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、各部署において適切な運営に努めております。基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

企業行動基準、コンプライアンス管理規定等に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めております。またコンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、内部通報制度に基づく通報窓口を社内ならびに社外に設置したことを周知し、その運用を行っております。

② リスク管理体制

業務上発生しうるリスクについて、組織的に予防策を講じるために、職務権限規定等に基づき担当部門が内規・ガイドライン・マニュアルの整備、教育研修を実施しております。また、監査室が内部監査規定に基づき業務監査を実施しており、監査結果は取締役会へ報告しております。

③ 取締役の職務の執行

当事業年度は19回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規則および職務権限規定等において、権限と責任の基準を定め、効率的な職務執行を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第122期 2020年3月31日現在	(ご参考)第121期 2019年3月31日現在	科目	第122期 2020年3月31日現在	(ご参考)第121期 2019年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	7,579	7,775	流動負債	2,383	2,757
現金及び預金	3,881	3,781	支払手形及び買掛金	1,623	2,038
受取手形及び売掛金	2,242	2,484	リース債務	5	7
商品及び製品	935	902	未払法人税等	199	218
原材料	414	485	賞与引当金	231	202
その他	108	124	役員賞与引当金	17	18
貸倒引当金	△1	△2	資産除去債務	5	—
固定資産	3,407	3,102	その他	301	273
有形固定資産	1,277	1,116	固定負債	649	655
建物及び構築物	216	224	リース債務	6	12
機械装置及び運搬具	233	230	商品保証引当金	333	381
工具器具備品	19	25	退職給付に係る負債	215	164
土地	619	619	資産除去債務	10	15
リース資産	10	16	その他	82	81
建設仮勘定	176	—	負債合計	3,032	3,413
無形固定資産	179	14	純資産の部		
ソフトウェア	160	8	株主資本	7,947	7,459
その他	18	6	資本金	3,325	3,325
投資その他の資産	1,951	1,971	資本剰余金	1,146	1,146
投資有価証券	79	73	利益剰余金	3,482	2,994
繰延税金資産	270	276	自己株式	△7	△6
投資不動産	1,449	1,456	その他の包括利益累計額	7	4
その他	154	173	その他有価証券評価差額金	0	3
貸倒引当金	△2	△8	繰延ヘッジ損益	6	1
資産合計	10,987	10,878	純資産合計	7,954	7,464
			負債純資産合計	10,987	10,878

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第122期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(ご参考) 第121期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	12,987	12,961
売上原価	9,422	9,611
売上総利益	3,565	3,350
販売費及び一般管理費	2,647	2,504
営業利益	917	845
営業外収益	126	113
受取利息	2	2
受取配当金	0	0
持分法による投資利益	6	10
受取賃貸料	88	81
その他	27	18
営業外費用	27	24
支払利息	0	0
賃貸費用	25	22
その他	2	1
経常利益	1,016	935
特別利益	4	1
固定資産売却益	2	1
持分変動利益	2	—
特別損失	0	38
固定資産除却損	0	6
減損損失	—	25
事務所建替関連費用	—	6
税金等調整前当期純利益	1,020	897
法人税、住民税及び事業税	320	296
法人税等調整額	4	△20
当期純利益	695	620
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	695	620

連結株主資本等変動計算書

第122期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,325	1,146	2,994	△6	7,459
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△207		△207
親会社株主に帰属する当期純利益			695		695
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	487	△0	487
当連結会計年度末残高	3,325	1,146	3,482	△7	7,947

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	3	1	4	7,464
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△207
親会社株主に帰属する当期純利益				695
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△2	4	2	2
当連結会計年度変動額合計	△2	4	2	490
当連結会計年度末残高	0	6	7	7,954

(ご参考) 第121期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,325	1,146	2,560	△6	7,025
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△186		△186
親会社株主に帰属する当期純利益			620		620
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	434	△0	434
当連結会計年度末残高	3,325	1,146	2,994	△6	7,459

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	4	△5	△1	7,024
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△186
親会社株主に帰属する当期純利益				620
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1	7	5	5
当連結会計年度変動額合計	△1	7	5	440
当連結会計年度末残高	3	1	4	7,464

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
 連結子会社の名称 日産興業株式会社
 K S Uエンジニアリング株式会社
 U G Rコーポレーション株式会社

- (2) 非連結子会社の状況
 該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 1社
 持分法適用の関連会社の名称 ジオサイン株式会社

- (2) 持分法を適用していない関連会社の状況
 該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品(石油製品事業)、製品
 及び仕掛品

…………… 総平均法に基づく原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品(石油製品事業を除く)

及び原材料 …………… 移動平均法に基づく原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 15~45年

機械装置及び運搬具 8~13年

無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

商品保証引当金 …………… 販売した商品の保証期間に係る商品保証費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

輸入取引について為替予約取引をヘッジ手段としております。

・ヘッジ方針

将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しておりますが、投機的な取引及び短期的な売買益を得るための取引は行わない方針です。

また、取引の目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額について、当社の経営会議の定めた範囲を限度として、取引及びリスク管理の運営を本社部門で行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額などを基礎として判断しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「無形固定資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,425百万円
投資不動産	143百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149
自己株式				
普通株式	4	0	—	4

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,149,200株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2019年 5月20日 取締役会	普通株式	103百万円	25.00円	2019年3月31日	2019年 6月3日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	103百万円	25.00円	2019年9月30日	2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2020年 5月21日 取締役会	普通株式	103百万円	25.00円	2020年3月31日	2020年 6月5日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によることとしております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、審査規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額※1	時価 ※1	差額
(1) 現金及び預金	3,881	3,881	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金※2	2,242 △1		
	2,240	2,240	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6	6	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,623)	(1,623)	—

(注)※1.負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2.受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金及び(4)支払手形及び買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5	6	1

4.非上場株式(連結貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において賃貸用の工場施設(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,462	1,560

(注)※1.連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

※2.当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士の「不動産鑑定調査書」に基づいて算定した金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,919円28銭
1 株当たり当期純利益	167円71銭

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第122期 2020年3月31日現在	(ご参考)第121期 2019年3月31日現在	科目	第122期 2020年3月31日現在	(ご参考)第121期 2019年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	7,397	7,590	流動負債	2,290	2,658
現金及び預金	3,764	3,660	支払手形	338	549
受取手形	244	300	買掛金	1,230	1,422
売掛金	1,884	2,081	リース債務	4	5
商品及び製品	931	897	未払金	195	164
原材料	414	485	未払費用	59	51
前払費用	56	52	未払法人税等	193	211
短期貸付金	41	36	前受金	7	7
未収入金	35	59	預り金	16	29
その他	23	17	賞与引当金	221	193
貸倒引当金	△0	△1	役員賞与引当金	17	18
固定資産	3,085	2,816	資産除去債務	5	—
有形固定資産	838	684	その他	1	4
建物	197	204	固定負債	632	640
構築物	15	15	リース債務	2	7
機械装置	141	155	退職給付引当金	202	154
車両運搬具	11	2	商品保証引当金	333	381
工具器具備品	18	24	資産除去債務	10	15
土地	271	271	その他	83	81
リース資産	5	9	負債合計	2,922	3,298
建設仮勘定	176	—	純資産の部		
無形固定資産	176	14	株主資本	7,553	7,105
ソフトウェア	157	8	資本金	3,325	3,325
電話加入権	3	3	資本剰余金	1,146	1,146
リース資産	0	1	資本準備金	1,146	1,146
ソフトウェア仮勘定	12	—	利益剰余金	3,088	2,640
その他	1	1	利益準備金	103	103
投資その他の資産	2,070	2,117	その他利益剰余金	2,985	2,537
投資有価証券	19	20	繰越利益剰余金	2,985	2,537
関係会社株式	20	20	自己株式	△7	△6
長期貸付金	166	185	評価・換算差額等	6	2
破産更生債権等	2	8	その他有価証券評価差額金	0	1
長期前払費用	0	1	繰延ヘッジ損益	6	1
差入敷金	91	94	純資産合計	7,559	7,108
繰延税金資産	266	272	負債純資産合計	10,482	10,407
投資不動産	1,449	1,456			
その他	57	66			
貸倒引当金	△2	△8			
資産合計	10,482	10,407			

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第122期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(ご参考) 第121期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	11,919	11,882
売上原価	8,617	8,773
売上総利益	3,302	3,109
販売費及び一般管理費	2,471	2,330
営業利益	830	779
営業外収益	147	119
受取利息	9	9
受取配当金	20	11
受取賃貸料	85	78
その他	32	19
営業外費用	26	23
支払利息	－	0
賃貸費用	25	21
その他	1	2
経常利益	951	874
特別利益	1	0
固定資産売却益	1	0
特別損失	0	38
固定資産除却損	0	6
減損損失	－	25
事務所建替関連費用	－	6
税引前当期純利益	953	836
法人税、住民税及び事業税	293	274
法人税等調整額	5	△19
当期純利益	654	580

株主資本等変動計算書

第122期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	3,325	1,146	1,146	103	2,537	2,640	△6	7,105	
当期変動額									
剰余金の配当					△207	△207		△207	
当期純利益					654	654		654	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	447	447	△0	447	
当期末残高	3,325	1,146	1,146	103	2,985	3,088	△7	7,553	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	1	2	7,108
当期変動額				
剰余金の配当				△207
当期純利益				654
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△1	4	3	3
当期変動額合計	△1	4	3	450
当期末残高	0	6	6	7,559

(ご参考) 第121期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本							株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	3,325	1,146	1,146	103	2,143	2,246	△6	6,711
当期変動額								
剰余金の配当					△186	△186		△186
当期純利益					580	580		580
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	394	394	△0	394
当期末残高	3,325	1,146	1,146	103	2,537	2,640	△6	7,105

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	△5	△3	6,707
当期変動額				
剰余金の配当				△186
当期純利益				580
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	7	6	6
当期変動額合計	△0	7	6	400
当期末残高	1	1	2	7,108

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品…………… 総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品及び原材料…………… 移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 15～45年

機械装置 8～13年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

(3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…………… 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法によっており、当事業年度末自己都合要支給額としております。

(5) 商品保証引当金…………… 販売した商品の保証期間に係る商品保証費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

輸入取引について為替予約取引をヘッジ手段としております。

③ ヘッジ方針

将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しておりますが、投機的な取引及び短期的な売買益を得るための取引は行わない方針です。

また、取引の目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額について、経営会議の定めた範囲を限度として、取引及びリスク管理の運営を本社部門で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額などを基礎として判断しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において、「無形固定資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額	
有形固定資産	1,222百万円
投資不動産	143百万円
2. 保証債務	
日産興業株式会社（子会社）	20百万円
なお、保証債務の内容は仕入債務であります。	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	73百万円
短期金銭債務	86百万円
長期金銭債権	167百万円
長期金銭債務	0百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	113百万円
仕入高	529百万円
その他営業取引高	53百万円
営業取引以外の取引高	38百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	4	0	—	4

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	62百万円
賞与引当金	67百万円
貸倒引当金	0百万円
商品保証引当金	102百万円
未払事業税	14百万円
未払社会保険料	10百万円
減損損失	2百万円
たな卸資産評価損	41百万円
資産除去債務	13百万円
その他	18百万円

繰延税金資産小計 332百万円

評価性引当額 △63百万円

繰延税金資産合計 269百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	0百万円
繰延ヘッジ損益	2百万円
資産除去債務に対応する除去費用	0百万円

繰延税金負債合計 3百万円

繰延税金資産（負債）の純額 266百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	兼松(株)	東京都港区	27,781	商社	被所有 直接 52.97%	兼任1名	資金の預入 商品及び 原材料の 購入	資金の預入 ※1	2,524	-	-
								利息の受取 ※1	2	-	-
								仕入※2	325	買掛金	64

(注) ※1.当社は、兼松(株)が導入しているキャッシュ・マネジメント・システムに参画しており、余剰資金の預入を行っております。資金の預入はキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引高は期中の平均残高を記載しております。また、預入利息は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

※2.価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

2. 子会社等

属性	名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	日産興業(株)	東京都江東区	10	石油製品 販売	所有 直接 100.0%	兼任1名	資金の援 助	資金の貸付 (注)	-	長期貸付金	130
								貸付金の利 息	4	-	-

(注) 資金の貸付利率は、市場金利の動向を踏まえた社内規定に基づく利率によっております。

3. 兄弟会社等

属性	名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	兼松ケミカル(株)	東京都中央区	300	石油化学 製品・自 動車関連 化学品等 の販売	なし	なし	商品及び 原材料の 購入	仕入(注)	364	買掛金	136

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,823円94銭
1株当たり当期純利益	157円98銭

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

兼松サステック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 好田 健 祐 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新田 将 貴 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松サステック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兼松サステック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

兼松サステック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 好田 健 祐 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新田 将 貴 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松サステック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

兼松サステック株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 戸井田 守 弘 ㊟

監査等委員 小 林 邦 聡 ㊟

監査等委員 岡 村 憲 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員戸井田守弘、小林邦聡及び岡村憲一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上